

令和元年9月30日

高松市 財政局 財産経営課 ファシリティマネジメント推進室

建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づく施設点検の外部委託 に向けたサウンディング型市場調査の実施結果について

建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づく施設点検において、公民連携による民間委託の可能性を探るため、民間事業者等との「対話」を通して、広く意見・提案を求める「サウンディング型市場調査」を実施しましたので、結果概要を公表します。

1 サウンディング型市場調査の経過

実施要領の公表 令和元年5月13日（月）
対話の実施【参加団体数：1団体】 令和元年6月28日（金）

2 主な調査結果・意見の概要

(1) 対象建物に関する点検の実施方法について

① 効率的・効果的な点検の実施に向けた方策について

- ・点検の効率化（地域別、同一日程など）
- ・市と委託業者の事前打合せ（入室困難箇所等の事前通知、必要時の市職員立会など）

② 発注者に求める協力支援について

- ・情報提供（直近の点検報告書、施設図面データ(PDF)など）
- ・点検環境の配慮（点検時の駐車場無償貸与、日程等調整窓口の一元化、騒音に関する周知など）

③ 再委託の考え方など、市内事業者等の更なる活用について

- ・点検により判明した不具合に対する修繕（市内企業）

(2) 経費の節減を図るための方策について

① 施設点検に係る経費節減を図るための方策について

- ・定期検査の同日実施（特定建築物、建築設備、防火設備）
- ・原則、平日昼間作業。

(3) 契約期間の設定及び履行の範囲等について

① 適切な契約(履行)期間の設定について

- ・3ヵ年契約（特定建築物3年周期より）
- ・学校園等の長期休業中における点検作業の集中化の回避

② 仕様書に基づく履行の範囲と市への報告書作成について

- ・ 建築設備点検の作業の省略化（無窓居室等風量測定方法を CO₂測定で判定、排煙設備風量測定のみ3年サイクル など）
- ・ 報告書提出時における図面の添付省略（不具合箇所のみ添付する等）

(4) 施設点検に併せて実施可能な提案事業

- ① 建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づく施設点検に併せて実施することにより効率的・効果的に実施することが可能な事業の提案
- ・ 消防設備点検結果の一部を防火設備点検に適用(感知器作動点検)

(5) その他

- ① その他
- ・ 包括管理委託の提案

3 今後の予定

今回のサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、法令により定められた定期点検の実施に当たり、将来的に公民連携による民間委託の可能性を検討してまいります。

また、本調査に御参加いただきました事業者の皆様方には、厚くお礼申し上げます。